

調査等事項報告書（団体名：議会運営委員会）

視 察 先	岩手県 北上市議会
視察日時	令和4年11月15日(火)午前10時30分～正午まで
視察項目	「議会改革の取り組み」について
視 察 者	海老名幸司委員長、高橋卯任副委員長、秋葉新一、石澤祐一、結城 正 高橋菜穂子、矢萩浩次
報 告 者	高橋卯任
視察の内容	<p>1. 視察の目的</p> <p>村山市議会基本条例制定以降、住民参加の促進や議員間討議の充実などの取り組みも進められているが、住民福祉の向上に繋がる更なる議会改革に取り組む必要がある。議会改革の先進議会である北上市議会を選定し、その取り組みを学ぶこととした。</p> <p>2. 視察先概要</p> <p>北上市は人口92,244人（令和4年9月末）、面積は437.55キロ平方メートルで本市の約2.2倍の広さがある。岩手県内では、最も早い時期から工業団地造成や企業誘致に取り組んできた結果、現在は半導体や自動車のほか、機械、パルプ、食品、医薬品など幅広い業種の企業が立地する県内トップの工業集積を誇る都市に発展している。また、北上市議会は現在、議員25人（男性19人、女性6人）で構成されており、平成23年に議会基本条例を制定以降も「市民と議会をつなぐ会」の継続実施や「各団体と意見交換会」、また平成27年12月からは通年議会の開始など議会改革に鋭意取り組まれている。</p> <p>3. 視察研修</p> <p>あいさつ 八重樫七郎北上市議会議長 研修担当者 千葉謙太 北上市議会事務局係長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と議会をつなぐ会について <p>「市民と議会をつなぐ会」を、平成22年度から全議員参加で実施している。また平成24年度からは常任委員会ごとでも実施するようになった。多くの参加者が発言しやすい雰囲気にするために、従来の対面式から小グループのワークショップ形式に変更するなどして行い、いただいた市民の意見を整理するだけでなく、回答を要するものについては、所管の常任委員会で回答を作製し対応しているようだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター制度の導入について <p>議会の活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するために、平成29年から導入。モニターには、本会議や委員会</p>

の傍聴、議会ホームページの閲覧など、モニターの負担が重くならない無理のない範囲の活動を依頼し、意見交換を行うモニター会議で感想等を述べてもらうようにしている。

・通年議会について

「議会が活動できるのは、会期のみ」、「議会を招集し開催することができるのは市長のみ」と2つの課題意識があった。議会活動、主に常任委員会活動は会期中に限られるため、議会側から政策的な提言や条例を提案することが難しい状況があった。会期にとらわれずに、年間を通して活動ができる環境を整備するために、平成28年4月に通年議会を導入した。

4. 視察研修を終えて

北上市議会の議会改革の取り組みを聞き、住民福祉の向上に向けて積極的に取り組まれていることを改めて強く意識させられた。通年議会の導入に取り組まれたのも、導入以前からの市民と議会をつなぐ会などでいただいた市民の意見を反映した政策提言を実施するための手段であったと思われる。実際に導入翌年の1年間に4件の政策提言が実施されていた。現在の地方分権の流れの中で、執行機関の権限は大きくなってきている。これに対して、本市議会も、その役割である「監視機能」や「政策立案」の強化を図りながら、住民福祉の向上に繋がる議会活動、常任委員会活動を進めることが重要である。

調査等事項報告書（団体名：議会運営委員会）

視 察 先	岩手県 奥州市議会
視察日時	令和4年11月16日(水)午後1時30分～午後3時00分まで
視察項目	・議会改革の取り組みについて ・タブレットの活用状況について
視 察 者	海老名幸司委員長、高橋卯任副委員長、秋葉新一、石澤祐一、結城 正 高橋菜穂子、矢萩浩次
報 告 者	高橋菜穂子
視察の内容	<p>視察の背景と目的</p> <p>村山市議会において導入したタブレットの活用状況と方法について、先進地の取り組みについて視察すること、また議会改革の取り組みについて奥州市議会は大変評価が高いため視察研修し本市議会の議会運営に生かしていきたい。</p> <p>説明者 奥州市議会 菅原由和議長および議会事務局</p> <p>内容</p> <p>1 議長マニフェストにおける議会改革</p> <p>(1) 議長選挙と議長マニフェスト</p> <p>議長就任時に市民への約束として議場で所信表明を行い、市民との約束として議会改革を工程表にして確実に遂行している。</p> <p>① 「見える化」の推進 ② 広報・広聴の充実・強化 ③ 政策サイクルの充実・強化 ④ 議員間討議と説明責任 ⑤ 議員の成り手不足の解消の調査研究</p> <p>以上5項目を、議会運営委員会、常任委員会、議会改革検討委員会、議会広聴広報委員会、市政調査会の組織において検討を行っている。</p> <p>2 タブレットの活用状況について</p> <p>(1) オンライン会議・調査視察の実施 (2) LINE WORKS による連絡 (3) Google フォームを活用した市民アンケートの実施</p>

3 政策提言の取り組み

(1) 政策立案等ガイドライン、政策提案決議

政策立案においては、条例を議会に提案するまでには時間がかかること、政策提言については、提言書を市長に提出するが拘束力がないという双方のデメリットを解消するために政策決議提案を実施している。

これまでの提言の例

- ・公共交通背策に関する政策提言書（総務常任委員会）
- ・地域おこし協力隊制度を活用した産業振興に関する政策提言書（産業経済常任委員会）
- ・SDG s の実現及び環境問題に関する政策提言書（建設環境常任委員会）

(2) 決算認定にかかる政策提言付帯決議

もうひとつの政策形成サイクルとして、予算審査と決算審査に連動して決算認定時に付帯決議として提出している。

4 議会基本条例の検証

2019年より、条例見直しの検討を開始している。第3社評価を早稲田大学マニフェスト研究所の協力を得て実施し、検証報告書と条例改正事項を決定した。

条例改正の要旨は、災害時の議会対応、情報通信技術の活用、議会改革、条例改正の周期としている。

まとめ

奥州市議会における取組の中で、議会のもつ機能について十分に生かすべく様々な工夫を行っていることが分かった。議会が、個人プレーではなく、組織として動くことでさらに大きな力を発揮し市民の負託に応えられるものと感じ、そのための組織の改編や市民との共有について本市議会においても力を入れるべきだと考える。

特に議会基本条例については、制定時の目的は達成されたか検証をしているが、本市議会においてもそういう時期が来ているのではないだろうか。